

当報告の内容は、それぞれの著者の著作物です。

Copyrighted materials of the authors.

共同利用・共同研究課題「近世イスラーム国家と周辺世界」

(平成 26 年度第 4 回研究会第二日)

日時：平成 27 年 2 月 22 日（日曜日）午後 2 時より 6 時

場所：AA 研 303 室

報告 1

秋葉 淳（AA 研共同研究員、千葉大学）

「17～19 世紀オスマン帝国における近代社会の形成—研究動向と新しい課題」

アジア地域の近代史は、「西欧の衝撃」や西欧化改革開始を以てその始点とされることが多い。オスマン帝国史においても例外ではないが（1789, 1798, 1839 年など）、このような見方は、「近代」とそれ以前との断絶を強調し、19 世紀の改革が外部（西欧）に由来することを前提にしている点で問題がある。また、近代以前の歴史や社会が「前近代」あるいは「伝統社会」として一括りにされて、あたかも停滞し変化のなかったような印象を与えてしまう。

一方、近年の欧米圏のオスマン帝国史研究では、15 世紀後半から 18 世紀末（あるいは 19 世紀初）までを「近世 early modern」と捉える傾向が強い。この用語法は、同時代の他地域との相互関連や共時性に目を向け、オスマン帝国を世界史の中に位置づけるという点で有意義であるが、日本ではまだ十分に定着していない。他方、日本語の「近世」には英語の early modern のような、近代の初期段階という含意が薄い。そこで本報告では、17 世紀以降のオスマン帝国に現れ、19 世紀に連続していく変化を、あえて「近代」的変容と見なすことを提案する。そこでは「近代」概念の外延を予め定義せず、むしろ「近代」概念の再考、そして「アジアの近代」を再考することを最終的には目指すものである。

この問題提起に関連する研究として、第一にアブー=エル=ハッジ『近代国家の形成—16 世紀から 18 世紀のオスマン帝国』（1991）がある。彼は、とくに支配エリート層の構成の変化に着目して、オスマン帝国が 17～18 世紀の変容を通じて、国民国家モデルとは異なる形で近代国家形成への道を歩んでいたことを主張している。また、バーキー・テズジャン『第二オスマン帝国—近世世界における政治・社会的転換』（2010）は、およそ 1580 年から 1826 年までのオスマン帝国を「第二帝国」と名付け、その特徴として、支配階層の「文民化」による政治的ネーションの拡張、君主権力の制限、市場と貿易の拡大、イエニチェリの「社団化」、「社会移動の増大」などを挙げている。この二つの著作は、オスマン史研究の方向性を示す重要な研究である。

これらの研究を受けて、具体的な研究課題としては以下のものが挙げられる。(1) 支配層（アスケリー）／被支配層（レアヤー）の境界の曖昧化、(2) 都市社会の変容（街区の機

能強化、管理と自治；同職組合の展開)、(3)「スンナ化」、(4) シャリーアとその実践、(5) 新しい文化とアイデンティティ：都市中間層から民衆へ、(6) 文字文化の普及：識字、読書、書く行為、(7) 女性史・ジェンダー史、(8) ムスリム-非ムスリム関係、非ムスリム社会の変容。

アブー=エル=ハッジやテズジャンがヨーロッパとの比較を常に念頭においていたのに対して、われわれは東に目を向けるべきだと考える。また、近代の始点をどこに定めるかというものを議論しようとするものではない。むしろ近代／前近代を截然と分かつことを問題視し、近世から近代への連続性を重視することを意識している。

## 報告2

近藤 信彰 (AA 研所員)

「後期サファヴィー朝の財務行政——『王達の慣わし』に基づいて」

サファヴィー朝の財務行政については、1943年に刊行されたミノルスキーによる『諸王の覚書』(*Tazkerat al-Molūk*)の英訳註を越える研究が現れていない。その理由は、史料の不足にあり、財務行政に関する文書史料が限られている上に、『諸王の覚書』以外に利用できる行政指南書がこれまで存在しなかった。本報告では、これまで参照されることのなかった『諸王の慣わし』(*Dastūr al-Molūk*)のハイダラバード写本を用いて、ミノルスキー以来の見解を正すことを目的とした。

ミノルスキーの問題点は、シャルダンなど欧文史料のデータをもとにして、それをもって、行政指南書史料を解釈しようとしたこと彼が利用した『諸王の覚書』のロンドン写本に錯簡があったことにある。錯簡のゆえに、諸州の財政部門別収入について理解することが困難であり、したがって、強引にヨーロッパ人旅行者の見解を当てはめたのである。しかしながら、『諸王の覚書』のテヘラン・ゴレスターン写本ではこの錯簡はなく、さらにより詳細な『王達の慣わし』ハイダラバード写本と比較することで、より正確な理解に達する。

すなわち、シャルダンの述べるように、財政がまず、「ママーレク」部門とハーッセ部門の二つに分かれるのではなく、まず、収入部門と支出部門に分かれ、その収入部分のなかに、ディーヴァーンの諸部門とハーッセ部門・調達部門が存在する。したがって、支出に関しては、ディーヴァーンの諸部門からのものとハーッセ部門のものは制度上、特に区分されていた痕跡はない。

一方、知事が統治する「ママーレク」州と文官のヴァズィールが統治するハーッセ州の区分も行政上の区分であり、財政上の区分とは異なることが明らかとなった。サファヴィー朝領は財務上8つの地域に分かれ、それぞれに関して収入台帳が作られた。ホラーサーン州のようにハーッセ州のない地方でも、ハーッセ部門に入る収入が一定額あり、また、エラーク州のように、ハーッセ州がほとんどでも、ディーヴァーンの諸部門に多くの税が入った。し

たがって、サファヴィー朝の財政がママーレクとハーッセの二つに分かれ、それが地方行政と一致しているというのは、複雑な財務制度を理解できなかったヨーロッパ人旅行者の誤解に過ぎないのである。

これほど基本的な事柄についても、誤った理解が続いてきた背景には、未だにペルシア語史料を十分に使いこなせていないサファヴィー朝研究者の弱点がある。今後はペルシア語文書史料や簿記術史料などの分析を加え、ヨーロッパ人の簡便な見解に拠るのではなく、史料の語る枠組みをそのまま理解していくことが求められる。